

住之江区社会福祉協議会 車いす貸出事業 実施要綱

第1条（目的）

この要綱は、住之江区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する車いす貸出事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定め、地域住民の生活支援及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条（対象者）

本事業の対象者は、利用者本人が住之江区内に在住しており、一時的に車いすの使用を必要とする場合とする。

※ただし、公的制度に基づき車いすのレンタルが可能な場合は、緊急時を除き本事業の利用はできない。

第3条（貸出場所）

車いすの貸出は、本会において実施する。

第4条（貸出条件）

1. 貸出利用料は無料とする。
2. 貸出期間は原則として1週間以内とする。
3. 利用者の事情により延長が必要な場合は、電話にて相談を受け付け、最大1か月まで延長することができる。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、1か月を超える貸出を認めることができる。

（1）公的制度の申請を予定している、または申請済であり認定結果を待っている場合。

（2）ケガ等による一時的な利用で、医師の診断書により完治期間が明示されている場合（診断書の提出が必要）。なお、この場合の延長は最大6か月までとする。

4. 貸出期間を過ぎても返却が確認できない場合は、本会より電話等により返却の確認を行う。

第5条（申請手続）

車いすの貸出を希望する者は、次の手続を行うものとする。

- （1）本会窓口にて「車いす貸出申請書」を提出すること。
- （2）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示すること。ただし、事情により難しい場合は、申込者の身分証明書による対応も可能とする。
- （3）貸出に際し、「車いす貸出のご案内」を受け取ること。

第6条（在庫の制限）

1. 車いすの在庫には限りがあるため、在庫がない場合は貸出に応じられないことがある。
2. 事前に電話で在庫状況を確認することができる。ただし、電話による車いすの取り置き（予約）は受け付けていない。

第7条（返却）

1. 貸出期間終了日までに車いすを本会の窓口へ返却すること。
2. 返却予定日を過ぎる場合は、必ず事前に連絡を行うこと。

第8条（損害賠償）

利用者が借用中に車いすを紛失または損傷した場合は、損害の程度に応じて賠償を求めることがある。

第9条（配送について）

車いすの配送業務は行わない。利用者または申込者が来訪し、受け取り・返却を行うこと。

第10条（窓口受付時間および休館日）

受付時間：

月～金曜日 午前9時～午後7時
土曜日 午前9時～午後5時30分

休館日：

日曜日・祝日、年末年始